

改正案	現行
<p>（法第三十三条の二第一号の国土交通省令・内閣府令で定めるとき） 第十五条の六 法第三十三条の二第一号の国土交通省令・内閣府令で定めるときは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（媒介契約の書面の記載事項） 第十五条の七 法第三十四条の二第一号第七号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（法第三十五条第一項第五号の国土交通省令・内閣府令で定める事項） 第十六条 法第三十五条第一項第五号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、宅地の場合にあつては宅地の造成の工事の完了時における当該宅地に接する道路の構造及び幅員、建物の場合にあつては建築の工事の完了時における当該建物の主要構造部、内装及び外装の構造又は仕上げ並びに設備の設置及び構造とする。</p> <p>（法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項） 第十六条の二 法第三十五条第一項第六号の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、建物の貸借の契約以外の契約にあつては次に掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第三号及び第八号に掲げるものとする。</p> <p>一～九 （略）</p>	<p>（法第三十三条の二第一号の国土交通省令で定めるとき） 第十五条の六 法第三十三条の二第一号の国土交通省令で定めるときは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（媒介契約の書面の記載事項） 第十五条の七 法第三十四条の二第一号第七号に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（法第三十五条第一項第五号の国土交通省令で定める事項） 第十六条 法第三十五条第一項第五号に規定する国土交通省令で定める事項は、宅地の場合にあつては宅地の造成の工事の完了時における当該宅地に接する道路の構造及び幅員、建物の場合にあつては建築の工事の完了時における当該建物の主要構造部、内装及び外装の構造又は仕上げ並びに設備の設置及び構造とする。</p> <p>（法第三十五条第一項第六号の国土交通省令で定める事項） 第十六条の二 法第三十五条第一項第六号の国土交通省令で定める事項は、建物の貸借の契約以外の契約にあつては次に掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第三号及び第八号に掲げるものとする。</p> <p>一～九 （略）</p>

(支払金又は預り金)

第十六条の三 法第三十五条第一項第十一号の国土交通省令・内閣府令で定める支払金又は預り金は、代金、交換差金、借賃、権利金、敷金その他いかなる名義をもつて授受されるかを問わず、宅地建物取引業者の相手方等から宅地建物取引業者がその取引の対象となる宅地又は建物に関し受領する金銭とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

一〜四 (略)

(支払金又は預り金の保全措置)

第十六条の四 宅地建物取引業者が受領しようとする支払金又は預り金について法第三十五条第一項第十一号の国土交通省令・内閣府令で定める保全措置は、次の各号の一に掲げるものとする。

一〜三 (略)

2〜5 (略)

(瑕疵担保責任の履行に関する措置)

第十六条の四の二 法第三十五条第一項第十三号の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする

一〜四 (略)

(法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項)

第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号イの国土交通省令・内閣府令及び同号ロの国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号及び第二号に掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第五号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号、第二号及び第七号から第十二号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第四号まで及び第

(支払金又は預り金)

第十六条の三 法第三十五条第一項第十一号に規定する国土交通省令で定める支払金又は預り金は、代金、交換差金、借賃、権利金、敷金その他いかなる名義をもつて授受されるかを問わず、宅地建物取引業者の相手方等から宅地建物取引業者がその取引の対象となる宅地又は建物に関し受領する金銭とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

一〜四 (略)

(支払金又は預り金の保全措置)

第十六条の四 宅地建物取引業者が受領しようとする支払金又は預り金について法第三十五条第一項第十一号に規定する国土交通省令で定める保全措置は、次の各号の一に掲げるものとする。

一〜三 (略)

2〜5 (略)

(瑕疵担保責任の履行に関する措置)

第十六条の四の二 法第三十五条第一項第十三号の国土交通省令で定める措置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする

一〜四 (略)

(法第三十五条第一項第十四号の国土交通省令で定める事項)

第十六条の四の三 法第三十五条第一項第十四号の国土交通省令で定める事項は、宅地の売買又は交換の契約にあつては第一号及び第二号に掲げるもの、建物の売買又は交換の契約にあつては第一号から第五号までに掲げるもの、宅地の貸借の契約にあつては第一号、第二号及び第七号から第十二号までに掲げるもの、建物の貸借の契約にあつては第一号から第四号まで及び第六号から第十一号までに掲げるものとする

六号から第十一号までに掲げるものとする。

一〇十二 (略)

(法第三十七条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める場所)
第十六条の五 法第三十七条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める場所は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十六条の七 法第四十一条第五項の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

第十六条の九 令第四条の二第一項の国土交通省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2 (略)

第十六条の十 第十六条の七の規定は、法第四十一条の二第六項の国土交通省令・内閣府令で定める措置について準用する。この場合において、第十六条の七第一項第一号ロ中「法第四十一条第一項第一号に規定する保証委託契約に基づき当該契約を締結した銀行等が手付金等の返還債務を連帯して保証する旨又は同項第二号に規定する保証保険契約で約する事項」とあるのは「法第四十一条の二第一項第一号に規定する手付金等寄託契約で約する事項及び同項第二号に規定する質権設定契約で約する事項」と読み替えるものとする。

(法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及び同項の国土交通省令で定める行為)

る。

一〇十二 (略)

(法第三十七条の二第一項の国土交通省令で定める場所)
第十六条の五 法第三十七条の二第一項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十六条の七 法第四十一条第五項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

第十六条の九 令第四条の二第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2 (略)

第十六条の十 第十六条の七の規定は、法第四十一条の二第六項の国土交通省令で定める措置について準用する。この場合において、第十六条の七第一項第一号ロ中「法第四十一条第一項第一号に規定する保証委託契約に基づき当該契約を締結した銀行等が手付金等の返還債務を連帯して保証する旨又は同項第二号に規定する保証保険契約で約する事項」とあるのは「法第四十一条の二第一項第一号に規定する手付金等寄託契約で約する事項及び同項第二号に規定する質権設定契約で約する事項」と読み替えるものとする。

(法第四十七条の二第三項の国土交通省令で定める行為)

第十六条の十二 法第四十七条の二第三項の国土交通省令・内閣府令及

び同項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地建物取引業に係る契約の締結の勧誘をするに際し、宅地建物取引業者の相手方等に対し、次に掲げる行為をすること。
- イ 当該契約の目的物である宅地又は建物の将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供すること。
- ロ 正当な理由なく、当該契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えることを拒むこと。
- ハ 当該勧誘に先立つて宅地建物取引業者の商号又は名称及び当該勧誘を行う者の氏名並びに当該契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げずに、勧誘を行うこと。
- ニ 宅地建物取引業者の相手方等が当該契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。
- ホ 迷惑を覚えさせるような時間に電話し、又は訪問すること。
- ヘ 深夜又は長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穩を害するような方法によりその者を困惑させること。
- 二 宅地建物取引業者の相手方等が契約の申込みの撤回を行うに際し、既に受領した預り金を返還することを拒むこと。
- 三 宅地建物取引業者の相手方等が手付を放棄して契約の解除を行うに際し、正当な理由なく、当該契約の解除を拒み、又は妨げること。

第十六条の十二 法第四十七条の二第三項の国土交通省令で定める行為

は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地建物取引業に係る契約の締結の勧誘をするに際し、宅地建物取引業者の相手方等に対し、次に掲げる行為をすること。
- イ 当該契約の目的物である宅地又は建物の将来の環境又は交通その他の利便について誤解させるべき断定的判断を提供すること。
- ロ 正当な理由なく、当該契約を締結するかどうかを判断するために必要な時間を与えることを拒むこと。
- ハ 電話による長時間の勧誘その他の私生活又は業務の平穩を害するような方法によりその者を困惑させること。
- 二 宅地建物取引業者の相手方等が契約の申込みの撤回を行うに際し、既に受領した預り金を返還することを拒むこと。
- 三 宅地建物取引業者の相手方等が手付を放棄して契約の解除を行うに際し、正当な理由なく、当該契約の解除を拒み、又は妨げること。